

被扶養者等申告書

課 長	副 課 長	専 門 員	係 長	担 当 者	人事給与担当

組合員証番号		フリガナ			性別		生年月日	
職員番号(8桁)		氏名						
個人番号(マイナンバー)								
(12桁)		所属局(部)課名		採用(異動)年月日				
住所(住民票の住所)								
採用(異動)前の事業所				採用(異動)前の健康保険等名称				

※通番	フリガナ 認定(取消)を受けようとする者の氏名 個人番号		性別	続柄	生年月日	職業	年間所得 推計額	住民票の住所 (同居の場合は同居、別居は住所記入)	扶養親族の認定の有無	給与事務担当者確認欄	被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月及びその理由	※判定	※理由
	認定・取消年月日												
	フリガナ							〒				認定1	
	氏名											取消2	
	個人番号											5	
	フリガナ							〒				認定1	
	氏名											取消2	
	個人番号											5	
	フリガナ							〒				認定1	
	氏名											取消2	
	個人番号											5	
	フリガナ							〒				認定1	
	氏名											取消2	
	個人番号											5	

国家公務員共済組合法施行規則第88条の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

文部科学省共済組合三重大学支部長 殿

住所
申告者氏名

1. 氏名、住所は住民票の記載どおりに、記入してください。但しシステムの仕様上、マンション名等は省略する場合があります。
2. 年間所得推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる勤労所得、資産所得、その他の所得の推計額を入力して下さい。
3. 扶養事実の発生(消滅)の理由は、具体的に詳しく入力してください。
4. 扶養親族の認定を受けている者について被扶養者の認定を受けようとするときは、給与事務担当者の証明印を受けてから提出してください。
5. なお、その者が所得税法上および地方税法上の配偶者控除および扶養親族に該当するときは、扶養親族の有無欄は[○]有と入力してください。
注:※印は入力しないで下さい。

カード発行日		住民票 マイナンバー		担当係受理年月日	受理年月日	原票記入
カード回収日		長期変更 第3号				
		整理簿		システム登録日		

↓裏面を必ず確認してください

【重要】必ず以下の内容を確認してください

新規採用者及び被扶養者の認定を受ける場合は、以下の内容を確認の上、該当する事項に✓をしてください。

1. マイナ保険証所有状況について

①マイナンバーカードを所有していますか

- ☐ はい → ②に進んでください
☐ いいえ → 「資格確認書」を発行しますので、「資格確認書交付申請書」を提出してください



②マイナポータルにて、マイナンバーカードの保険証利用登録が完了していますか

- ☐ はい → 「資格情報のお知らせ」を発行します
☐ いいえ → 「資格確認書」を発行しますので、「資格確認書交付申請書」を提出してください

健康保険証情報は、マイナポータルにて確認できます

2. 住民税課税状況確認について

医療機関等の窓口でのお支払いが高額となる場合、マイナ保険証(または限度額適用認定証)を利用すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります(★表1参照)。自己負担限度額は組合員(被保険者)の標準報酬月額によって区分され、市区町村民税が非課税であれば、所得区分は「オ 低所得者」に該当します(その場合、自己負担額および入院時食事療養費の標準負担額が減額になります)。

高額療養費の支給にあたり、所得区分「オ 低所得者」の適用を受けるには、マイナ保険証の利用であっても、低所得者であることを確認するために、『非課税証明書(または課税証明書)』を事前に提出していただく必要があります(提出先: 人事労務チーム福祉担当)。

※市町村民税が非課税等であっても標準報酬月額53万円以上の場合は、低所得者には該当しません。

※ご自身の課税状況が不明な方は、各市区町村の窓口へお問い合わせください。

※資格取得時にご提出される場合は、共済組合加入月が4月～7月の場合は前年度の非課税証明書、8月以降の場合は当年度の非課税証明書を提出してください。

★表1 自己負担限度額(70歳未満の者)

ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算(140,100円)
イ	標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算(93,000円)
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算(44,400円)
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円 (44,400円)
オ	低所得者 ※	35,400円 (24,600円)

()内の額は、過去1年以内に同一世帯で、高額医療費の支給が3月以上あったとき(多数該当)の4月以降の自己負担限度額

◆詳しくは、文部科学省共済組合ホームページをご参照ください